大館市指名停止要綱を改正しました。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、下記のとおり改正しましたので、お知らせします。

1. 改正内容

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律から引用している条項を改めます。 (要綱第5条)

2. 改正日

令和3年1月15日改正

3. 新旧対照表 (別紙のとおり)

改正後

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例) 第5条 市長は、第2条第1項の規定により指名停止を行う際 に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する 法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。) 違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当すること となったときは、当該不正行為の程度に応じ、指名停止の期間 を加重するものとする。

(1)(2) 略

(3) 別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3各項(第7条の9第3項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定のいずれかの適用があったとき(前2号に掲げる場合を除く。)。

(4)(5) 略

改正前

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例) 第5条 市長は、第2条第1項の規定により指名停止を行う際 に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する 法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。) 違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当すること となったときは、当該不正行為の程度に応じ、指名停止の期間 を加重するものとする。

(1)(2) 略

(3) 別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項から第9項まで

の規定のいず

れかの適用があったとき(前2号に掲げる場合を除く。)。

(4)(5) 略